



2026 年 7 月 21 日

投資信託取引口座をご利用のお客さま各位

**届出事項（住所・氏名等）に変更があった際の当金庫への届出に
ついてのお願い および 取引制限措置について**

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫にお届けいただいております「住所・氏名等」に変更があった際は、
当金庫 にその旨のお届けをいただく必要がございます。

当金庫への届出がお済でないお客さまは、手続き等の方法や必要書類についてご案内させていただきますので、当金庫本支店宛ご連絡を賜りますようお願い申し上げます。

なお、投信インターネットサービスをご利用で、当金庫からの投資信託関係郵便物が「宛所尋ねなし」等の理由により、当金庫に返送されているお客さまにつきましては、「投信インターネットサービス」のご利用を制限※させていただきます。

何卒、お手続きいただきますようお願い申し上げます。

※投信インターネットサービスご利用制限の内容について

購入/募集・売却・投信積立契約（新規・変更・中止）の取引が不可となります。

以上

【投信インターネットサービスのご利用制限に関する問い合わせ先】

岐阜信用金庫 市場国際部 債券営業課

電話：058-265-1151（代）

連絡受付時間 9：00～17：00（ただし当金庫休業日を除きます。）

岐阜信用金庫 登録金融機関 東海財務局長（登金）第35号
加入協会：日本証券業協会